

国際社会とアメリカの占領期対日経済援助

——ガリオア・エロア援助を中心として——

滝 田 賢 治

はじめに

- 1 国際社会の対日経済援助——ララ物資とケア物資を中心に
ガリオア・エロア援助

2 おわりに——マーシャル援助とガリオア・エロア援助

はじめに

アメリカを中心とした連合国が第二次大戦終結直後に取らざるを得なかった旧枢軸国に対する第一の政策は、戦争犯罪人の摘発・処罰と賠償取立てであった。これらは戦勝国として実行しなければならない喫緊の政策であった。前者の政策は一九四五年八月八日の国際軍事裁判所条例に基づき、ドイツに関してはニュルンベルク国際軍事裁判（四五年十一月二〇日）四六年一〇月一日）が行われ、被告人二二人のうちゲーリング、リッペントロップら一二名が絞

首刑、ヘスら三名が終身刑、禁固刑四名、無罪三名の判決が下された。日本に関しては極東国際軍事裁判（東京裁判）四六年五月三日（四八年二月二日）が開かれ、被告人二八名のうち東条英機・広田弘毅ら七名が絞首刑、木戸幸一・梅津美治郎ら一六名が終身刑、禁固刑二名、その他三名（訴追免除一名、判決前死去二名）の結果となった。その他三名を除く二五名がいわゆるA級戦犯として処罰されたのである。これらの軍事裁判は、従来の戦争法規違反による戦争犯罪のほか、新たに「平和に対する罪」と「人道に対する罪」の二つを加えた戦争犯罪規範を前提に裁かれたものであった。近代法の大前提である「不遡及の原則」に違反しているばかりでなく、勝者による敗者への報復的裁判であり、不当であるとする主張も現在なお根強く存在している。

後者の賠償取立てに関しては、第一次大戦後、ドイツに対する過酷な賠償要求がナチス・ドイツの台頭を許したという主張がイギリスのJ・M・ケインズなどを中心に展開され、賠償は金銭賠償方式から実物賠償方式——經常生産物賠償・設備賠償（デモンタージュ＝工場解体）・在外資産の処分——へ転換を図るべきであるとの認識が英米で高まり、⁽¹⁾ 実際この転換が具体化していった。この実物賠償はドイツばかりでなく日本にも適用されることになった。

これら第一の政策と並行して進めなければならなかった第二の政策は、占領行政を安定化させることであり、安定化させることができれば占領のコストを下げるということが認識されていた。対日占領政策に関しては、この観点からすでにアメリカでは戦争末期に占領政策の大原則が大きく転換していた。対日直接統治と天皇制廃止という方針が、間接統治と天皇制存置という方針に転換していたのである。この転換は対日占領のコストを大きく下げる効果を持ったことは明らかであるが、敗戦国・日本は食料・燃料をはじめ生産原料が著しく不足しており、大量の飢餓者が発生することが危惧されるとともに、ストライキが頻発するなど社会不安が広まっていた。敗戦国・ドイツも日本と同じよう

な社会・経済的事情を抱えていた。敗戦国・日独ばかりでなく戦勝国であった英仏を含む西欧諸国やギリシャ・トルコも食料・燃料不足に苦しみ社会不安が深刻になっていた。これら諸国に援助を行える国家はアメリカを置いて他になく、アメリカは占領行政を安定化させるためにも価値観を共有する西欧諸国の経済的苦境を救うためにもマーシャル・プランを実行に移し、日本などに対してはガリオア・エロア援助を行っていった。⁽²⁾

マーシャル援助とガリオア・エロア援助は、当初は占領国の行政を安定化させ、また社会不安による西欧諸国の共産化を予防するために供与されたが、一九四七年以降、米ソ間の緊張が高まり冷戦状況が発生すると、アメリカによる援助はこれら諸国・地域を共産主義への防壁にするコストという性格を強めていった。

1 国際社会の対日経済援助——ララ物資とケア物資を中心に

敗戦直後の日本では冷害や水害に加えて海外植民地や戦場からの大量帰還者による急激な人口増加により食料不足が深刻になり、日本政府は貿易を管理統制していたGHQに食料輸入を許可するよう要請した。アメリカから食料が輸入されるようになるのは一九四六年に入ってからであった。食料不足が徐々に緩和していったものの、燃料や原材料不足により消費財も耐久財も生産性が上がらず戦後復興への基礎的条件を整備することが社会不安を緩和し、占領行政を成功させる鍵とGHQでは認識されていた。

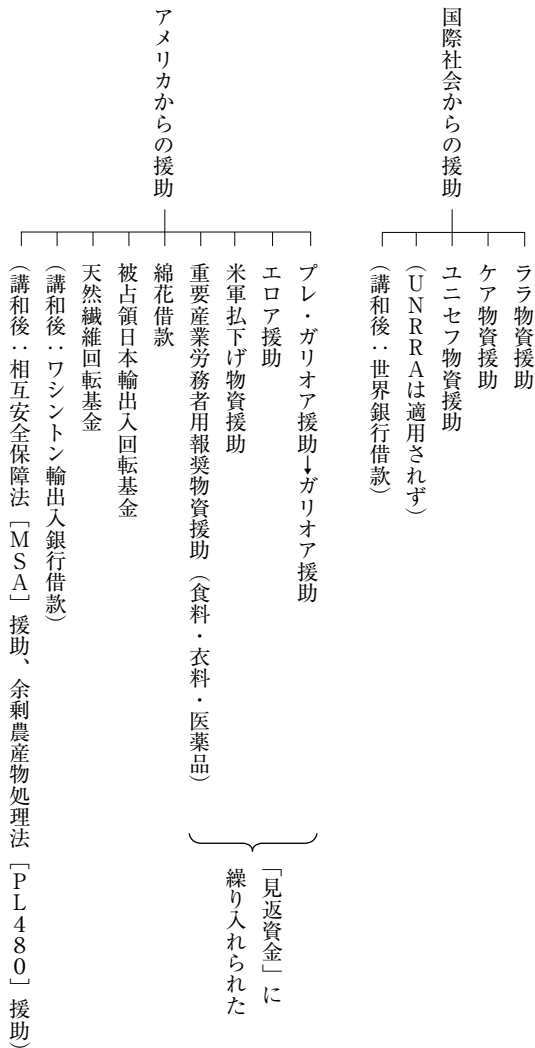
一九四六年春からトルーマン大統領の特命を受けアジア各地の食料事情を視察していた元アメリカ大統領ハーバート・フーバーは五月に来日し、すでにアメリカで報道されていた日本の極端な食料不足や飢餓者の存在は認識してい

たものの、その現実にはショックを受けマッカーサーに食料の緊急輸入と学校給食制度の導入を強く進言した。同じ敗戦国であるドイツでは飢餓者が出ていないのに日本で飢餓者が増大すれば、マッカーサーが「支配」するGHQの名誉となると判断したのである。その上、フーバーはマッカーサーを共和党の次期大統領候補として期待しており、飢餓に苦しむ日本人、とりわけ子供たちへの人道支援がアメリカで報道されればマッカーサーの評価を高めると計算していたのである。食料問題責任者の一人であったGHQ公衆衛生・福祉局長のサムス大佐（後、准将で軍医）は、フーバーの提案に基づき具体案をまとめていった。その一つがアメリカからの小麦や脱脂粉乳の輸入であり、当時貿易を統制管理していたマッカーサーから大幅譲歩を取り付け実現し学校給食が始まったのである。³⁾これらの援助はまさに緊急援助であり、戦後初期の中期にわたる援助は、次に列挙するアメリカや国際社会から提供されたものであった。

戦後初期の段階で日本がアメリカから受けた経済援助の中心は、次節で検討するガリオア援助（GARIOA = Government Appropriation for Relief in Occupied Area Fund : 占領地域救済政府基金）とエロア援助（EROA = Economic Rehabilitation in Occupied Area Fund : 占領地域経済復興基金）であったが、さらにより広く国際社会からララ（LARA = Licensed Agencies for Relief in Asia : アジア救援公認団体）物資援助、ケア（CARE = Cooperative for American Remittance to Europe : 対欧送金協議会、一九五二年以降はCooperative for Assistance and Relief Everywhere : 海外援助救済協議会）物資援助、ユニセフ物資援助など海外からの援助を受けた。これらの物資援助以外に、枢軸国に侵略された諸国に対する救済援助を行うために設立されたUNRRA（United Nations Relief and Rehabilitation Administration : 連合国救済復興機関）による物資援助があった。UNRRAの対象国はヨーロッパでは東欧諸国、アジアでは中国、朝鮮、フィリピンであったが、戦後は旧枢軸国のうちイタリアとオーストリアも対象にしたが、日独両国は対象とはならな

かつた。⁽⁴⁾

表1 国際社会とアメリカの占領期対日援助の種類



【関連年表】 国際社会とアメリカの占領期対日援助

| | | |
|-------|---------|---|
| 一九四五年 | 九月 初旬 | 米国、NAC設置 |
| | 十一月 | CARE設立(ワシントンDC) |
| | 十二月 | ブレ・ガリオア援助、開始 |
| | 二月二五日 | 日本、貿易庁設置(〓四九年五月二五日) ↑GHQ管理下 |
| 一九四六年 | 七月 一日 | ガリオア援助、開始(〓五一年六月) |
| | 十一月 | ララ物資援助(〓五二年六月)、「貿易資金特別会計」設置 |
| 一九四七年 | 五月二二日 | 貿易庁の下部組織として貿易公団設置(〓五一年一月三一日) |
| | 五月二二日 | 米国、ギリシャ・トルコ援助法 |
| | (六月 七日) | マーシャル・プラン、発表 |
| | 七月二二日 | SWNCC1381文書「日本経済の復興」を強調 |
| | 八月二五日 | GHQ、制限付き貿易再開を許可 |
| | 十一月 | CARE、対日援助、開始(〓五二年三月) |
| | 十二月二七日 | 米国、一九四七年対外援助法↓中間援助 |
| 一九四八年 | 一月 | 米国、ガリオア・エロア援助の返還を要求 |
| | (四月 二日) | 米国、一九四八年対外援助法、成立↓マーシャル・プラン実施へ) |
| | (四月 三日) | 米国、マーシャル援助、開始(〓五一年二月) 一九五二年 |
| | (四月 六日) | 米国、マーシャル援助実施機関として経済協力局(EAC)設置) |
| | 七月 一日 | エロア援助、開始(〓五一年六月) |
| | (七月 | 米・西独、「見返資金」に関して協定 |
| | 一〇月 七日 | NSC1312「米国の対日政策に関する勧告」 |
| 十二月 | | NSC指令「経済安定化計画と日本の世界市場への統合を保証する円ドル単一為替レートを設定すべき」 |

二月一〇日 N S C、G H Qに「経済安定九原則」伝達
一九四九年 三月 七日 ドッジ・ライン「経済安定九原則についての声明」

四月二五日 一ドル＝三六〇円の単一為替レート、実施

四月三〇日 米国対日援助見返資金特別会計法（法律第四〇号）（五三年七月廃止）↓「見返資金」設定

二月 一日 外為法（↓貿易と為替についての管理権を日本に移管）

一九五二年 九月 八日 対日講和条約署名（↓五二年四月二八日発効）占領、終結

一九五二年 八月一三日 日本、IMFと世界銀行に加盟

一九五五年 九月一〇日 日本、G A T Tに加盟

ララ物資援助についての研究は極めて少なく、唯一とっていい包括的な研究は多々良紀夫の『救援物資は太平洋を越えて——戦後日本とララの活動』⁵⁾であり、これに二至村善『日本人の命を守った男』、奥須磨子「ララ物資のなし」と岩崎美智子「ララ」の記憶⁶⁾などに加えて、厚生省児童局の現況記録や外務省の外交記録を参考にしてララ援助の概要を検討する。

ララ（アジア救援公認団体）は日米時事新聞社（サンフランシスコ）の創設者である浅野七之助が、強制収容所から帰還した直後の一九四五年九月に組織した日本難民救済会を母体にして設立され、一九四六年一月から五二年六月（三月や二月という説もある）までの期間に敗戦後の疲弊した日本に食料・衣料品を中心としたいわゆるララ物資援助を行った。このララが、反日感情が強かった時代に公認されるために協力したのがキリスト教会やキリスト教関連団体あるいは労働組合などアメリカの一三の諸団体であった。アメリカ労働総同盟、米国フレンズ奉仕団、カトリック戦後救済奉仕団、クリスチャン・サイエンス奉仕委員会、兄弟奉仕会、教会世界奉仕団、米国ガールスカウト、ルーテ

ル教会世界救援団、メノナイト中央委員会、救世軍、米国YMCA、米国YWCA、ユニテリアン奉仕委員会であった。⁽⁷⁾とりわけアメリカ政府から公認を取り付ける上で献身的な役割を果たしたのが東京フレンズ女学校（現、普通土学園）の教師として滞日経験のあつたクウェーカー教徒のエスター・B・ローズ女史（E. B. Roache）であり、戦後に再来日しララ代表の一人としてララ物資の拡大と正確・公平な配分を実現するために奔走した。

日本では厚生省社会局がGHQの公衆衛生・社会福祉部の監督の下に配給業務を行つた。この厚生省社会局と密接に連絡をとりつつ、海外からの物資調達、日本での物資割り当て・配分の方針や計画立案、社会事情や施設事情の調査、輸送計画立案、在米寄贈団体への報告書の提出などを遂行した組織がララ物資中央委員会であつた。前述のローズ女史（米国フレンド奉仕団）、バット博士（教会世界奉仕団）、フェルセツカー神父（米国カトリック戦時救済奉仕団）の三人がララの共同代表となり、これら三人を含む八名のララ委員と、日本側の中央委員三二名（社会事業家や国際事情に詳しい実務家、厚生省の官僚を含む）からララ物資中央委員会は構成されて⁽⁸⁾いた。カリフォルニアで牧師をしている杉村幸は、「マッカーサーは（この活動を）ララ物資の分配方法において不公平なところがなく、徳性と博愛主義を發揮した救済事業であると高く評価した」ことを明らかにしている。⁽⁹⁾公認を受けた効果もあり、援助物資を提供する国民はアメリカ国民ばかりでなく、カナダ、メキシコ、ブラジル、ペルーなど西半球に拡大して⁽¹⁰⁾いた。

四六年から五二年までに日本に送られた物資は重量にすると一六二〇八万トンで、その内訳は食料七五・三%、衣料品一七・五%、靴二・〇%、医薬品〇・五%などであり、これらだけで九五・三%を占めていた。⁽¹⁰⁾アメリカだけでなく西半球の国々からも提供されていたが、GHQの政治的判断によりララ物資はアメリカ国民からの援助物資として日本国民には説明され、輸送船の費用はすべてアメリカ政府が負担していた。救援総額は一〇〇〇万ドル強という数字

も散見されるが正確な数字は不明であり、前述の総トン数から推定すると当時の実勢金額で約四〇〇億円という説が有力である。また一ドル＝三六〇円という単一固定レートが決定するのは一九四九年四月二十五日であり、それ以前は複数レートであったため、たとえ総額一〇〇〇万ドルといっても単純に円には換算できない。いずれにしても一九四六年から五二年の間に、飢餓に苦しむ日本人の六人に一人、すなわち総計一四〇〇万人以上がこの援助により命をつないだといえよう。

ケア物資援助は、第二次大戦後にヨーロッパに人道支援するために設立されたNGOであるCAREが、一九四七年一月から五二年三月まで日本にも行った援助である。第二次大戦終結三ヶ月後の一九四五年一月二七日にアメリカ・ワシントンDCで設立されたのがCARE(Cooperative for American Remittance to Europe: 対欧送金協議会)であり、二二の慈善団体が戦後ヨーロッパの苦境を救済するために送金を行っていた。ヨーロッパ以外では一九四八年に初めて日本に事務所を開設したが、その前年の四七年一月から対日援助を開始し五二年三月までに援助総額は当時の実勢価格で約五億三〇〇〇万円に達した。援助対象は主として学童・青少年で、食料(全脂粉乳・チョコレート・小麦粉・砂糖・缶詰など)、衣料品(木綿地シャツ・シャツ・毛布など)、医薬品、学用品などを無償で配布した。CAREは設立五年で解体することになっていたが、一九四九年に援助対象地域をアジア、アフリカ、ラテンアメリカに拡大して活動継続を決定し、一九五二年にCAREの略称を使いつつ、正式には海外援助救援協議会(Cooperative for American Relief for Everywhere)とし現在まで存続している⁽¹⁾。ララ物資援助とともに戦後初期から日本の独立期まで、日本人、とりわけ社会的弱者の生存に不可欠な物資を提供したのである。またララ物資はアメリカ政府の費用で行われたが、ケア物資の海上輸送にはアメリカ政府が様々な形で関与しており、両援助とも民間ベースで行われたとはいえアメリカ

カ政府の承認と協力により行われた国策的政策の強い援助といえる。

国際連合——The United Nations は文字通り「連合国」と訳されるべきであるが、日本では敵国連合を意味したために、まだ戦争中であつた一九四五年春の段階で外務省が国連憲章（厳密には連合国憲章）を翻訳する際に、戦前の国際連盟になぞらえて国際連合と訳したという説が有力である——傘下の機関からの救済援助として創設されたUN R R A 物資（United Nations Relief and Rehabilitation Administration：連合国救済復興機関⁽¹²⁾）は旧敵国である日独には提供されなかつた。しかしユニセフ（UNICEF：国際連合児童基金⁽¹³⁾）は一九四九年から日本に対しても物資の供給を行うとともに、厚生省と協力して衛生・栄養の知識普及に貢献した。ユニセフ物資は戦後日本の幼児童に不足していた動物性蛋白質を補給するための脱脂粉乳や全乳を中心に、原綿（寝具・衣料用）、医薬品など彼らの健康維持を目的としたものが中心であつた。一九四九年一月～五〇年一二月の間、ユニセフ駐日事務局長であつたストレーラー女史の指導の下に、全国一二の都市の三八カ所の保育所に粉ミルクを使った給食を実施した。さらに五〇年四月下旬からは、結核療養所や少年院などで一日一人五〇gの基準で脱脂粉乳を一年間配給した。⁽¹⁴⁾

2 ガリオア・エロア援助

アメリカ軍の広島・長崎への原爆投下と全国的規模での無差別大量爆撃により焦土と化した日本では、深刻な食料不足はもとより医薬品、燃料など直近の生存に不可欠な物資が不足していた。この物資不足に起因した社会不安が広まる中で、日本政府はGHQに緊急輸入を許可するよう要請した。そこでGHQは占領行政を安定化させるためにも

「必需物資の輸入に関する覚書」(SCAPIN/110)を発して、GHQ監督の下での緊急輸入を承認した。それはポツダム宣言二一項と「降伏後における米国の初期対日方針」第四部にも明記されていたように、再軍備につながらない産業再生のための原料を日本が入手することを認めるという連合国とアメリカの方針とも合致するものであった。このSCAPIN/110に基づきGHQは日本政府に貿易庁の設置を認め、この貿易庁がGHQの監督下で援助物資取扱い業務を開始した。この貿易庁は商工省の外局として設置され(一九四五年二月一日～一九四九年五月二五日)、貿易庁管轄下で設立された貿易公団(四七年五月二二日～五一年一月三二日)が実務を行った。

貿易庁が設立された一九四五年二月段階では、すでにアメリカの一九四六会計年度予算(一九四五年七月一日～四六年六月三〇日)が執行されていたため、対日緊急援助は陸軍省の軍事費余剰から支出されたため、この部分の援助(九二六〇万ドル)はブレ・ガリオアと呼ばれることもある。一九四七会計年度(一九四六年七月一日～四七年六月三〇日)の陸軍省予算に正式に組み込まれたガリオア基金(GARIOA=Government Appropriation for Relief in Occupied Area Fund:占領地域救済政府基金)に基づくガリオア援助は、旧敵国であった日本、ドイツ(西ドイツ地域)とオーストリアばかりでなく例外的に朝鮮半島も対象とされ、飢餓や疾病の拡大を阻止するための食料・燃料・肥料・医薬品など生活必需品が供給された。一九五一会計年度に西ドイツ・朝鮮援助は、ヨーロッパ地域を対象としたマーシャル援助を管轄する大統領直属のECA(Economic Cooperation Administration:経済協力局)の管理下に置かれ、ガリオア援助は日本・琉球以外にオーストリア再教育費のみとなった。結果としてガリオア援助は、ブレ・ガリオアを含めると一九四五年一月から五一年六月までの五年半の間に日本に供与されたアメリカ政府による公的援助であったといえる。五年半に供与されたガリオア援助は、約一五億七千七四〇万ドルであった(表2)。

ガリオア援助が人道的救済援助の性格を色濃く持つのに対して、一九四九会計年度（一九四八年七月一日～四九年六月三〇日）から設定された同じ陸軍省予算によるエロア基金（Economic Rehabilitation in Occupied Area Fund：占領地域経済復興基金）に基づくエロア援助は占領地の経済復興を目的に、石油、綿花、肥料などの工業原料と機械類などの資本財を提供する援助であった。これら二種類の対日援助は性格を異にしていたが、一九五一会計年度からはエロア援助に含まれていた項目がガリオア援助にも含まれ、両者の区別は意味を持たなくなった。表3に見るように、五一会計年度以前で見るとエロア援助が開始される以前と以後では、食料援助と（食料生産のための）肥料援助が大幅に減少し日本の食料事情が改善したことが読み取れる。と同時に以前にはなかった綿花援助が始まるとともに油糧（油脂原料や油カス）援助が急増し、工業原料への需要が高まり経済復興の兆しが見えてきたことが窺える。また表4が示しているように、全体の輸入

表2 占領期（1945年9月～51年6月）アメリカの対日援助費

（単位：1,000ドル）

| アメリカ会計年度 | 占領地行政費 | 対日援助 | | | 合計 |
|---------------------|--------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | | ガリオア | エロア | 小計 | |
| 1945～46年（45.9～46.6） | - | 92,631 | - | 92,631 | 92,631 |
| 1947年（46.7～47.6） | 12,671 | 287,333 | - | 287,333 | 300,004 |
| 1948年（47.7～48.6） | 19,584 | 351,403 | - | 351,403 | 370,987 |
| 1949年（48.7～49.6） | 25,523 | 426,215 | 97,463 | 523,678 | 549,201 |
| 1950年（49.7～50.6） | 19,237 | 237,241 | 188,024 | 425,265 | 444,502 |
| 1951年（50.7～51.6） | 15,012 | 182,552 | - | 182,552 | 197,564 |
| 累計 | 92,027 | 1,577,375 | 285,487 | 1,862,862 | 1,954,889 |

原典・注：1,000ドル未満、四捨五入、1945-46年度は陸軍省予算残余額による対日援助費、47-48年度は実際支出額、49-50年度は支出負担行為額、51年度は予算割当額。

原典：高石末吉『覚書終戦財政始末』第12巻、45頁（原資料：SCAP経済科学局統計）。

出所：立脇和夫「占領期日本の対外経済関係と外国為替銀行（上）」『早稲田商学』第371号、1996年12月、41頁。

筆者注：占領地行政費の累計は、本表では92,297となっているが、合計すると実際には92,027である。また1948会計年度の合計は370,987、累計の合計数も1,954,889と修正してある。

表3 ガリオア・エロア物資による対日援助

(単位：百万ドル)

| 年 度 | 総 額 | 小麦・小麦粉 | その他食料 | 油 糧 | 綿 花 | 肥 料 | 石 油 |
|------|---------|--------|-------|------|-------|-------|-------|
| 1945 | 6.1 | 1.4 | 2.3 | - | - | - | 2.4 |
| 1946 | 166.7 | 63.7 | 77.9 | 0 | - | 10.7 | 12.6 |
| 1947 | 348.4 | 106.4 | 154.7 | 4.7 | - | 60.6 | 21.1 |
| 1948 | 324.3 | 116.0 | 111.9 | 5.6 | - | 33.6 | 34.6 |
| 小 計 | 845.5 | 287.5 | 346.8 | 10.3 | - | 104.9 | 70.7 |
| 1949 | 460.3 | 173.8 | 65.0 | 35.5 | 62.3 | 36.5 | 44.1 |
| 1950 | 273.1 | 72.9 | 16.9 | 23.0 | 123.9 | 16.7 | 23.3 |
| 1951 | 113.7 | 41.3 | 11.7 | 6.3 | 54.6 | 0.1 | 5.1 |
| 小 計 | 847.1 | 288.0 | 93.6 | 64.8 | 240.8 | 53.3 | 72.5 |
| 合 計 | 1,692.6 | 575.5 | 440.4 | 75.1 | 249.8 | 158.2 | 143.2 |

出所：大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—（史料1）』第17巻、東洋経済新報社、134～136頁。

表4 対日援助と輸入総額との関係

(単位：百万ドル)

| 年 度 | 輸入総額 | 援助輸入額 | 比 率 |
|---------|-------|-------|-----|
| 1945～46 | 305 | 192 | 62% |
| 1947 | 523 | 404 | 77% |
| 1948 | 684 | 461 | 67% |
| 1949 | 904 | 534 | 59% |
| 1950 | 974 | 361 | 37% |
| 1951 | 2,211 | 178 | 8% |
| 合 計 | 5,601 | 2,130 | 38% |

注：1945年は9～12月の合計（原典）大蔵省理財局見返資金課『見返資金の記録』。

出所：三和良一・原朗編『近現代日本経済史要覧（補訂版）』東京大学出版会、2010年、147頁。

筆者注：年度は暦年を示す。援助輸入額にはガリオア・エロア援助ばかりでなくララ物資やケア物資も含むものと考えらるべきである。又、援助の輸入額の合計は2,128となっているが、実際には2,130である。

総額に占める援助輸入額——ガリオア・エロア援助ばかりでなくララ・ケア物資なども含む——は一九四七年をピークに低減していった。それは援助輸入そのものが減少していったばかりでなく、援助以外の輸入そのものが増加していったことを意味している。

(A) ガリオア・エロアを中心とした援助輸入と、(B) これら以外の一般輸入にはそれぞれ日米間で政治課題となる二つの問題が内包されていた。(A) 援助輸入に関しては、ガリオア・エロア援助がアメリカ政府による占領期日本への贈与だったのか、それとも貸与だったのかを巡る議論が日米間で発生することになった。ガリオア・エロア援助物資は日本国内の市場で売却され、その代金は一九四六年一月に設置された「貿易資金特別会計」に繰り入れられた。しかし実際には複数レート制の下で一九四八年度末まで輸入品売却代金は低く設定されており、しかもこの特別会計内では品目ごとに区分経理されなかったため、輸出を促進するための輸出補給金(輸出補助金)にも使われ、結果的には輸出入補給金として消費された。この事實は、ガリオア・エロア援助が返済する必要のない贈与として認識されていたことを示している。しかしアメリカは一九四八年一月になって突如、ガリオア・エロア援助をアメリカによる贈与(≡無償)と理解していた日本に返済を迫ってきた。プレ・ガリオアを含めたガリオア援助とエロア援助は、一九四五年後半から五一年前半までの期間に合計で約一八億六〇〇〇万ドルに上ったが、アメリカ側の要求に対してサンフランシスコ講和後の一九五四年五月になってやっと日米間で交渉が開始され、六一年六月に一八億六〇〇〇万ドルのうち四億九〇〇〇万ドル分を返済期間一五年、年利二・五%で返済する返済協定に調印した。一九六二年協定が発効し返済が開始された、日本は返済期限より三年早く完済した。⁽¹⁵⁾返済金の大部分はアメリカ政府による低開発地域援助であるポイント・フォー計画などに利用され、一部は日米教育文化交流協定計画に充てられた。

返済交渉が開始される以前の一九四九年三月に打ち出された「経済安定九原則」を内容とするドッジ・ライン（後述）は、均衡予算を実現して日本の予算を健全化するために輸出入補給金を廃止し「見返資金（会計）」を新たに設定することを日本政府に要求した。こうしてアメリカの対日援助（物資の市中販売代金）は区分処理されて、この資金（会計）に繰り入れられ、ここに蓄積された資金の使途の監視と（アメリカ側から見れば）債権としての性格を持つこの資金の保全が行われるメカニズムが確立したことになる。このメカニズムが確立したことにより、援助物資の品目、その数量、さらに市中売却金の使途に関してもアメリカがコントロールすることができるようになった。⁽¹⁶⁾

ここで問題となるのは「見返資金」である。ドッジ・ラインの「圧力」の下で一ドル＝三六〇円の単一為替レートが確定した一九四九年四月二五日直後、これも同じ「圧力」で四月三〇日に成立した「米国対日援助見返資金特別会計法」⁽¹⁷⁾に基づく会計であるので、一般的には「見返資金」と呼ばれることが多い。全一六条から成る同法では、米国対日援助の見返の円資金をもって——英語で見返資金は counterpart fund と訳され、本稿の文脈ではアメリカが対日供与した物資（アメリカではドル表示されていた）への見返りとして日本円で勘定を設定する——米国対日援助見返資金を設置し、その歳入歳出を一般会計と区分して経理することを明記し（第一条）、①通貨と財政の安定、②輸出の促進、③経済の安定、を目的として、①国債に運用する、②国債の償還費用に使う、③公私企業の資金として貸与する、ことを見返資金の用途として規定していた（第四条）。このように使途を制限されていた見返資金は、対日援助と同額の円資金を日本銀行に政府名義の特別の預金勘定（「米国対日援助見返資金特別会計」）を設け、他の預金勘定と区分して経理することが義務付けられていた（第三三条）。この特別会計は対日援助打ち切りに伴い一九五三年七月に廃止され、その後は産業投資特別会計に引き継がれた。

見返資金勘定に繰り入れられた援助（への見返りの円）はガリオア・エロア援助（への見返りの円）が中心であったが、これら以外にもアメリカ軍基地から放出される廃品・スクラップなどの米軍払下げ物資（QM物資＝Quartermaster Goods）と重要産業労働者用報奨物資（SIM物資＝Surplus Incentive Materials：食料・衣料・医薬品・雑品など）への見返りの円がこの勘定に繰り入れられた。

(B)「一般」輸入に関しては、ガリオア・エロアなどの援助輸入による日本国内での売上代金が「貿易資金特別会計」に蓄積され、この会計から輸出補給金（隠れた補助金）が支出されたことよって実際には輸入と輸出の間のアンバランス、すなわち入超による大幅赤字が表面には出てこず隠された形となっており、財政を歪める結果になっていた。この部分に関しては、若干長くなるが拙稿「IMF・GATT体制と円・ドル為替問題」⁽¹⁸⁾を引用して説明したい。

占領初期の対外貿易はGHQによる管理貿易として始まり、日本側ではGHQの統制の下、貿易庁（商工省の外局：一九四五年一月一日～一九四九年五月二十五日存続）と、やがて設立されたその管轄下の貿易公団（四七年五月二日～五一年一月三日）が実務を行った。占領初期、GHQは「疫病と不安を防止するために行う輸入と、この輸入代金を賄うために行う輸出」以外は認めなかった。

一九四七年八月一日に制限付貿易が再開される以前は、輸出は日本政府（貿易庁）→SCAP（輸出入課）→アメリカの貿易商社→SCAPの海外代理会社（四七年末よりSCAP貿易事務所に移管）、輸入はアメリカ陸軍主計事務所（Quartermaster, the US Army）→SCAP（SCAP輸出入課）→日本政府（貿易庁）という流れで行われ、民間貿易業者は下請的役割しか許されていなかった。⁽¹⁹⁾

輸入手続きはすべてSCAPと貿易庁の間で行われ、貿易庁は日本からの輸出を代行するとともに輸入品を国内

で売却する業務を行い、輸出品の買い上げと輸入品の売却は「貿易資金特別会計（円建て）」で処理された。海外——実際には大部分がアメリカ——における日本製品の売却、支払、受取はSCAPの決定した為替レートによりSCP勘定ドル建てで処理された⁽²⁰⁾。貿易庁が輸出品代金を受け取る場合、代金は貿易庁からこの特別会計のGHQ名義の口座に入金し、輸入品の買い付け代金はこの口座から支払われ商品は貿易庁に引き渡された。膨大な生活必需品を輸入しなければならなかったため、この特別会計は大幅な赤字を累積していった。しかし輸出品にも輸入品にも「貿易資金特別会計」から補給金（隠れた補助金）が支出されており、後述するように複数為替レートになっていったため大幅赤字は表面には現れてこなかった。輸出入補給金の原資はアメリカからの援助物資の払下げ代金が充当されたが、対外貿易の拡大につれて特別会計の累積赤字は拡大を続け、日本銀行からの借入金が増大していったため、輸入超過により起こすはずの通貨収縮（デフレ）により物価が持続的に下落していくのではなく、全く逆にインフレが昂進していく現象が発生していたのである⁽²¹⁾。輸出入とも対外決済はGHQによりドル建てで行われ、日本側では「貿易資金特別会計」を通した円建決済であった。こうしたメカニズムであったため、輸出入品ともに国内売買価格と貿易相手国における売買価格の間には何ら関連性がないというある意味異常な経済であった⁽²²⁾。

すなわち、輸出品はGHQがドル建てで輸出価格を決めたが、この場合のドル価格は海外価格を参考に設定され、国内生産価格とこの海外価格との比率が結果的に輸出の際の円・ドル交換比率となった。輸入品は、それと同じ商品の国内統制価格とその商品が海外で売られているドル価格との比率が輸入の際の円・ドル交換比率となった。SCAP/GHQが行った価格決定のメカニズムは以下の通りである。まず日本からアメリカへの輸出品は、アメリカで販売される価格がまず決定される。次に輸出品を運搬するアメリカ船舶の運賃、アメリカの海上保険料、アメリカ貿易

業者の利潤、その他諸経費をすでに決定されている販売価格から差し引いた価格で日本から買い上げる。日本への輸入品の価格は、アメリカでの市場価格に船舶の運賃、海上保険、業者の利潤、その他諸経費を加算した価格で引き渡された(傍線部、筆者)⁽²³⁾。

輸入は食料・燃料・原材料など日常生活や生産に不可欠な物資が主体であったので低価格に抑える必要があり、輸入しやすい円高の交換比率となり、輸出はこれを促進しやすく円安の交換比率となった。こうして交換比率の平均は、一九四七年一〇月には輸出一ドル＝一四〇円、輸入一ドル六〇円、四八年八月には輸出一ドル＝二六八円、輸入一ドル＝一一五円、四九年二月には輸出一ドル＝三三一円、輸入一ドル＝一三〇円となっていた(傍線部、筆者)⁽²⁴⁾。これらの交換比率はあくまでも平均であり、実際には極めて複雑な複数を替レートであった。例えば、輸出に関しては、一ドルに対する円の価値は、綿糸二五〇円、自転車五一〇円、自転車タイヤ五七〇円、石炭三三〇円、一方、輸入に関しては、一ドルに対する円の価値は、鉄鉱石一二五円、銑鉄六七円、B重油二八四円、小麦一六五円であった⁽²⁵⁾。

一九四七年八月一日日に制限付民間貿易が再開されたのを契機に、為替相場に関する議論が高まってきた。その上マッカーサーの陸軍省への要請を受けて陸軍省、国務省、財務省が検討した結果四八年七月六日には一ドル＝二七〇円としたが、既述したようにこのことも一般商業用レートを設定する議論を刺激することになったのである。これ以降、複数を替レートを単一為替レートに収斂させるために東京(SCAP/GHQと日本政府)とワシントン(財務省、国務省、陸軍省、NAC⁽²⁶⁾など)の間で激しい議論が展開された。こうした商業用複数を替レートのために、「貿易資金特別会計」には赤字が累積したばかりか、貿易業務が極めて煩雑になり、日本経済の再生・自立を阻害していた。軍用レートの問題とヤング報告を契機に、単一為替レートの問題を早急に解決すべきであるとの流れがワシントンでは生まれた。

トルーマン政権はストライク調査団、ドレーパー調査団、ヤング調査団そして最終的にはドッジ調査団を日本に派遣し、陸軍省やNACに提出した報告書を検討しつつ、激変しつつある国際状況を睨みながら円・ドル為替問題ばかりでなく賠償問題や日本経済の在り方を含む占領政策そのものを転換させていった。

「……一ドル＝三〇〇円前後が適当と考えるが、為替相場決定までの間に生ずる日本の経済情勢の変化を考慮して、SCAPに対し、適切な時期に、一ドル二七〇円から三三〇円の間で単一為替相場を決定する権限を与えるべきである」というヤング報告とドレーパー報告に基づく「経済安定九原則」NSC指令により、SCAP/GHQは経済科学局(ES)に為替レート特別委員会を設け、単一レート問題の検討に入った。同委員会は翌四九年一月一日にはマークカット局長宛てに一ドル＝三三〇円案(コーエン案)を提出した。浅井良夫氏によれば三三〇円レートは輸出の八三%が成り立つように設定したものであり、賃金統制が十分に機能しなかった場合の若干の賃金上昇を織り込んで「クッション」を設けた結果、三三〇円レートになったと説明している。⁽²⁷⁾なぜ八三%なのか不明であるが、日米購買力平価の検討とともに、一九四九年二月段階の輸出平均レートが一ドル＝三三〇円であったことも無関係ではないだろう。

一九四八年二月一〇日にNSC(National Security Council)国家安全保障会議・一九四七年七月二六日の国家安全保障法により設立、SWNCC陸海空三省調整委員会にとって代わる)がSCAP/GHQに「経済安定九原則」を指令した際、NACはこの「九原則」に沿って日本経済の改革を進めうる人物を派遣すべきであると主張し、マッカーサーも適任者を派遣するようワシントンに要請したため、ドレーパーはかねてから目を付けていたデトロイト銀行頭取ジョセフ・ドッジを強く推薦した。これを受け、その翌日の二月一日トルーマン大統領自らドッジにSCAPの財政顧

問として「九原則」を日本政府に実行させるべく説得に
 あたった。一九四九年二月一日ロイヤル陸軍長官に伴わ
 れてドッジ調査団⁽²⁸⁾が来日した。この中にはかつてヤング
 調査団を率いたFRB統計局のラルフ・A・ヤングもい
 た。来日したドッジの最大の関心事は「九原則」第一項
 目の均衡予算の達成であり、一九四九年度予算編成でこ
 れを実現しようとした。この均衡予算を実現するという
 観点から円・ドル為替問題に対応しようとしたといえる。
 すなわち国内経済に大きな打撃は与えずに国内物価を国
 際物価にリンクさせるために円・ドル為替問題を処理し
 ようとしたのである。換言すれば、各種の補助金に支え
 られながら価格統制が行われている経済を不自然と捉え、
 市場を媒介して価格が決定される資本主義本来のメカニ
 ズムを回復させるために円・ドル単一為替を目指したの
 である。⁽²⁹⁾ IMF・GATT体制を主導するアメリカが日
 本経済を世界資本主義システムに接合させるためには、
 価格調整補助金や輸出入補給金（隠れた補助金）を廃止

表5 占領期アメリカの対日派遣調査団

| 調査団 | 時期 | 調査団報告の骨子 |
|------------------------|-------------------|---|
| 1. ポーレー対日賠償調査団 | 1945年11月 | 日本の産業施設を撤去して東アジア諸国に再配分し、地域としてバランスのとれた経済成長を促した |
| 2. エドワーズ財閥調査団 | 1946年1～3月 | 日本の財閥解体方針を再確認した |
| 3. 第1次ストライク調査団 | 1947年1～2月 | 賠償計画の見直しと日本経済の復興を打ち出す |
| 4. 第2次ストライク調査団 | 1947年8月～ 48年2月 | 賠償計画の規模の大幅な縮小と日本の工業国としての再建を目指す |
| 5. ドレーバー調査団 | 1948年3～4月 | 第1・2次ストライク調査団の主張をさらに進めて賠償規模を更に縮小し、日本の復興・自立支援のために対日支援を強化すべきと提案 |
| 6. ヤング調査団（円・外国為替政策調査団） | 1948年5～6月 | 「隠れた補助金」問題の解決、円・ドル単一為替レートの設定 |
| 7. ドッジ調査団 | 1949年1～2月 | 均衡予算の実現、円・ドル為替レート問題の決着、「見返資金」の設定 |

注：筆者作成

する必要があり、それはドッジ・ラインの重要なテーマでもある「見返資金」設置問題に直結する。ガリオア援助で日本に提供された商品は日本国内で転売され、その売上代金が政府により独立の勘定として計上される「見返資金」となったが、この資金の利用にはアメリカ政府の承認が不可欠であった。独立の勘定として扱われたため、この資金は被援助国である日本にとっては債務としての性格を与えられた。日本政府はドッジ・ラインに従い一九四九年四月SCAP／GHQ指令により、既述したように対日援助と同額の円資金を日本銀行に政府名義の米国対日援助見返資金特別会計に貯蓄していった。

おわりに——マーシャル援助とガリオア・エロア援助

第二次大戦後、アメリカはヨーロッパに対してはマーシャル・プラン（に基づくマーシャル援助）を、日本に対してはガリオア・エロア援助を行っていったが、これら二つ地域・国に対する援助にはアメリカの異なる政策意図と、両者に底通する政策意図が存在していたといえる。

(1) マーシャル・プラン⁽³⁰⁾の根拠法である一九四八年対外援助法第一編の一九四八年経済協立法は、その目的を「自由な制度を存続させるため……アメリカの国力と安定の維持に合致する経済的・財政的措置により世界平和及びアメリカの一般の福祉、国益ならびに外交政策を推進すること」と⁽³¹⁾かなり抽象的な表現を使っていたが、トルーマン政権の本音はより具体的に西ヨーロッパ諸国の経済的崩壊が共產化につながることを阻止することであったことは今更指摘するまでもない。当初、ソ連やフィンランドあるいはポーランドを含む東欧諸国もマーシャル・プランの対象と

していたが、最終的にはソ連が参加を拒否しフィンランドやポーランドにも参加拒否を強要したため、マーシャル援助は西ヨーロッパ諸国のみを対象とする援助となり、一九四七年三月一七日のトルーマン・ドクトリンとワンセットになってまずは地理的にヨーロッパ東西「地域」を分割する象徴となり、さらに地球的規模でイデオロギー的に東西「陣営」を確定する効果を持つことになった。

これに対して、ガリオア・エロア援助は、実質的にはアメリカが単独占領政策を行っていた日本に対する占領政策を成功させるために行われたものであった。確かに極東委員会（ワシントンDC）・対日理事会（東京）が存在し、連合国全体の影響を受ける形式的前提はあったものの、トルーマン大統領、陸軍省そしてNACの指示の下SCAP/GHQが、まずは飢餓や疾病の拡大を阻止することを最優先に行った援助政策であり、この事実が米ソ冷戦の引き金になった事実はない。むしろトルーマン・ドクトリンとマーシャル・プランに象徴されるアメリカの政策が米ソ間の相互不信を深化・拡大させ、米ソ冷戦状況がアメリカによる対日援助政策を強化していったというべきである。

(2) マーシャル・プランは西欧・北欧・南欧諸国ばかりでなくトルコまで含む一六カ国・地域を対象とする広域をカバーする援助であり、このことも米ソ冷戦の発生を引き金となったとともに、逆に冷戦の激化がこの広範囲にわたる経済的防衛を強化させたといえよう。それに対してガリオア・エロア援助は、当初は独（西独）・暎や朝鮮半島を対象としていたが、西独と朝鮮半島は一九五一会計年度からはマーシャル・プランを管掌するECAから援助を供与され、実質的には日本（琉球）のみを対象とするものに変化した。それは一九五一年四月のサンフランシスコ講和会議では対日全面講和ではなく対日片面講和が行われたことも、講和後日本の「独立」後もアメリカの「単独占領」が継続することを暗示するものであったとも理解できる。

(3) マーシャル援助の八〇％は商品援助という形態の直接贈与であったが、この贈与はアメリカ経済を循環させるメカニズムを内包していた。一九四八年対外援助法第一篇第一一二条「国内経済の保護」では、「合衆国資源の枯渇及び合衆国経済に対する影響を最小限にし……合衆国において物資調達の措置をとる」ことを規定して

表6 マーシャル・プラン（マーシャル援助）とガリオア・エロア援助

| | マーシャル援助 (MP) | ガリオア・エロア援助 |
|------|--|---|
| 根拠法 | 1948年対外援助法第1篇 1948年経済協力法 | なし |
| 予算枠 | 財務省・対外経済協力信託（管理権；財務長官） ←1948年経済協力法 第114節(f)項 | 陸軍省予算（エロア援助は1951会計年度からガリオア援助に吸収される） |
| 対象地域 | 16ヵ国（英伊伊、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、アイスランド、アイルランド、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、スイス、ギリシア、トルコ、ポルトガル） | 日本、西独、英、朝鮮半島→西独と朝鮮半島は1951会計年度からMPを管掌するECAから援助を供給される |
| 援助期間 | 1948年4月3日～52年6月30日 | ガリオア：1946年7月1日～51年6月30日 ←人道的支援が中心 エロア：1948年7月1日～51年6月30日 ←経済復興援助に重点を置く |
| プレ援助 | ①UNRRA援助（1943年11月～46年末；国際的支援＝贈与）→米国負担、70%強（27億ドル） ②ポストUNRRA（1947年5月～米国単独） ③1947年対外援助法（「中間援助」5億4千万ドル：1947年12月17日～48年3月）←直近の経済危機対策（英伊伊＋中華民国） | プレ・ガリオア：1945年9月～46年7月1日 ←直近の経済危機対策（人道支援） |
| 援助の質 | 飢餓・疾病に対応する緊急経済援助→経済復興用の原材料・機械類などへ | 飢餓・疾病に対応する緊急経済援助→経済復興用の原材料・機械類などへ |
| 援助総額 | 約130億ドル | 約19億5千万ドル→1946年11月設置の「貿易資金特別会計」へ日本円で繰り入れ |
| 管掌組織 | ECA（経済協力局→大統領直属）+執行に当たってはNAC（注25）と協議する←1948年経済協力法第106条・第111条 | 陸軍省+NAC（SCAPがNACの指示に従わない場合、ガリオア・エロア援助支出に同意しないと警告） |
| 見返資金 | 1948年対外援助法・第1篇：経済協力法第115節「双務的および多角的協定」(b)項-6に基づき特別勘定として預金する。 | 1948年1月米国は日本に、また7月に西独に見返資金（勘定）の設置を求めた→日独に取り債務となる |
| 次の援助 | 相互安全保障法(MSA)に基づくMSA援助 ←軍事色が強い | MSA援助 |

注：筆者作成

いた。商品援助の七〇%がアメリカ国内で調達されたということは、援助されたアメリカ産の品目はアメリカ経済に影響を与えない品目であったことを意味している。すなわち過剰生産された品目であったということである。納税者の税金で対外的贈与を行う品目の多くが贈与であっても、その大部分が国内で調達されることよって経済的還流を可能にしたのである。それに対してガリオア・エロア援助は、日本側は贈与と想定していたがアメリカ側は有償援助と理解して後に返済を求めてきた。

(4) しかし当初は贈与と理解していたヨーロッパ諸国も、日本と同様に一九四八年対外援助法の規定に基づきアメリカから見返資金の設定を要求された。見返資金は、①生産的な投資か、②政府債務償還（『国債償還』）に用途が限定されており、非生産的用途や財政赤字の補填に使用することは禁止されていた。見返資金の大半を生産目的に向けたのはフランス、イタリア、西ドイツで、日本も三分の一を債務償還に充てたものの半分以上は生産に向けたが、イギリス、オランダは債務償還に充てるか未使用のまま残しておいた。イギリスが見返資金のほとんど全額を債務償還に充てたのは、アメリカ政府によるイギリス国内政策への介入を回避するためであった。対日援助と同額の円資金を日本銀行に政府名義の特別の預金勘定（『米国対日援助見返資金特別会計』）を設けていた日本は、対日援助打ち切りに伴いこの特別会計を一九五三年七月に廃止し、その資金は産業復興のための産業投資特別会計に繰り入れた。

マーシャル援助とガリオア・エロア援助は、表6に示すように規模も管掌機関も異なるが、全体を俯瞰してみると、一方で米ソ冷戦初期の経済的緊急対応という性格を有しつつ、他方でアメリカの経済的利益を確保した壮大なプロジェクトであったことが理解できる。同時に、見返資金を債務償還に充てたイギリスは別として、日本を含めた被援助国は産業復興のための設備投資に見返資金を投入して経済復興を果たし、アメリカとの経済摩擦を引き起こしてい

くことになるのである。さらに言えば、米ソ冷戦を戦うためにアメリカが供与した軍事・経済援助による「ドルの散布」の負の効果もあったが、これら「西側諸国」との経済戦争の結果として一九七一年八月の金・ドル交換停止につながったという見方も可能であろう。

(1) 連合国は金銭賠償方式から実物賠償方式に転換したが、「ポツダム宣言」(一九四五年七月二十六日)や「降伏後における米国の初期対日方針」(四五年九月二〇日)など連合国やアメリカ政府が発した様々な宣言や文書では日本が連合国諸国に与えた損害への公平な賠償および日本の潜在的戦争遂行能力の破壊を繰り返し強調していた。具体的には①軍需生産に結びつく工場や機械類の撤去または破壊、②日本の平和経済を最低限維持する以外の要素の撤去を要求しつつも、③連合国の占領費用や連合国が決定した日本の生存に必要な輸入品を購入するための物資は除くというものであった。

一九四五年一月来日したポレー賠償調査団はデモンタージュとしての中間賠償を主張した。工場内の機械・設備を撤去してこれを賠償に充てる賠償方式であるデモンタージュ(工場解体)は、日本と連合国との講和条約に基づく最終的な賠償ではない一時的な賠償という意味で「中間賠償」と称された。これは上記①に対応するものでもあった。また在外資産による賠償は、日本政府や企業・個人が海外に所有していた資産を当該国に引き渡すことによる賠償であり、「中間賠償」ともに金銭賠償に代わるものとしての性格を有していた。

しかしストライク対日賠償調査団が一九四七年二月陸軍省に提出した報告書は「過酷な賠償は日本の自立を不可能にするばかりでなく、世界の生産を阻害し、アメリカの負担を拡大する」と主張し賠償見直しを提案した。一九四九年五月二二日の極東委員会でアメリカ代表は中間賠償の中止を発表した。これに対して特に中華民国とフィリピンが批判したが、アメリカ政府は態度を変更しなかった。一九五一年九月八日に署名(発効・五二年四月二八日)されたサンフランシスコ講和条約では、それまで実行されてきた中間賠償を踏まえて講和後の賠償は「役務賠償」に限定されることになった。(大蔵省財政史室編『昭和財政史』)

(2) アメリカからはこれ以外にも米軍余剰物資下げ資金や綿花クレジット、さらに講和後には相互安全保障法(MSA)と余剰農産物処理法(PL480)に基づく援助が行われた。また世界銀行からの借款も数多く供与され戦後日本の経済復興に決

定的な役割を果たした。

- (3) 二至村菁『日本人の命を守った男——GHQサムス准将の闘い』講談社、二〇〇二年、七二～八七頁
- (4) UNRRAは大戦中の一九四三年一月九日に設立され最終的には五二カ国が参加したが、拠出金の七〇%はアメリカが負担したことに象徴されるようにアメリカ主導の組織であった。被援助国は提供された援助物資を国内で販売し、利益はUNRRAの了解の下に、それぞれの国の救済・復興に使うものとされた。しかし現実には、援助物資の横領が頻発したため、一九四七年には終了した。
- (5) 多々良紀夫『救援物資は太平洋を越えて——戦後日本とララの活動』保健福祉広報協会、一九九九年三月
- (6) 二至村、前掲書。奥須磨子「ララ物資のはなし」和光大学総合文化研究所年報『東西南北』二〇〇七年。岩崎美智子「ララ」の記憶『東京家政大学博物館紀要 第一四集、二〇〇九年
- (7) 多々良前掲書、及び杉村幸「日米間の隠れたヒーローたち」http://jimgm.org/suginura/chapter_6_3.html
- (8) 岩崎、前掲論文、二六頁。原出は厚生省児童局『児童福祉事業の現況（昭和二十七年五月）』一九五二年、九五頁。
- (9) 杉村、前掲論文
- (10) 厚生省の一九四六年一月から五二年三月までの受領物資の内訳は次の通りであった。食料（ミルク類、穀類、缶詰類、油類、乾果物類、シロップ類、その他）一二二四五トン、衣類（洋服類、下着類、寝具毛布類、その他）二九三〇トン、医薬品（ピタミン類、ズルノオン剤、救急薬、医療器具類、その他）六三トン、原皮（純毛、綿製品、その他）、綿二二二トン、靴（男女児用靴、スリッパ、その他）三三二五トン、石鹼（浴用、洗濯用、薬用、その他）一七九トン、その他（玩具、文房具、帽子、ハンドバッグ、革製品、その他）一八六トン、山羊二〇三六頭、乳牛四五頭（岩崎、前掲論文、二四頁。原出は厚生省児童局『児童福祉事業の現況（昭和二十七年五月）』一九五二年、四七～四八頁。
- (11) 国際協力NGO・CARE（ケア・インターナショナルジャパン）サイト <http://www.carein.jp.org/whiscare/02.html>
- (12) UNRRAは、連合国戦後必需物資調達委員会（*Interallied Postwar Requirements Committee*）を改組して一九四一年に設立された委員会を母体に、一九四三年一月に三二カ国の連合国（後、四六カ国）が参加し、「解放地域（*Liberated Area*）」の住民救済を目的とする国際機関として発足した。ソ連が参加することに警戒感を示して抵抗した議会の反対を乗り越えて、時のルーズヴェルト政権はUNRRA参加と総額三七億ドルの拠出金のうち七〇%以上にあたる二七億ドルの

拠出を承認させた。一九四五年秋から四六年にかけて、ソ連を含むヨーロッパ諸国、中華民国に人道支援（贈与）として食料、衣料、医薬品の他、農工業振興のための肥料、種子、家畜、燃料やトラック、機械類などを援助した。その中には大戦中、アメリカで余剰となっていた羊毛や綿花も含まれていた。救済物資の配布に加えて、戦争により発生した大量の難民を定住化させるためのプログラムも進めたが、一九四七年六月末には拠出金を使い切ったためヨーロッパでの活動を停止した。その後、アメリカ単独で三・五億ドルのポスト・アンラ計画（一九四七年五月三十一議会可決）を追加した。その活動は UNICEF、FAO、UNHCRなどに継承された。（①大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで―（アメリカの対日占領政策）』第三卷、東洋経済新報社、一九七六年、二七一頁、②板垣興一編、佐藤和男訳『アメリカの対外援助政策』日本経済新聞社、一九六〇年、六〇～六一頁。なお本書は『U.S. Aid (Legislative Reference Service, Library of Congress, The United States, 1959)』と『The Role of Foreign Aid in the Development of Other Countries (University of Chicago, 1957)』の二冊を基にしたものである。）

(13) UNICEF (United Nations Children's Fund: 国連児童基金) は、当初、国際連合国際児童緊急基金 (United Nations International Children's Emergency Fund=UNICEF) と称し国連総会の補助機関として一九四六年二月に設立された。本部はニューヨーク。初期には戦争による飢餓や疾病に苦しむ幼児児童や少年・少女の救済を目的にしていたが、緊急人道支援の必要性が低下するにつれて活動範囲を拡大していった。

(14) 厚生省児童局『給食指導要領一九五一』及び岩崎、前掲論文二四～二五頁。

(15) 『日本近代総合年表（第二版）』岩波書店、一九八四年

(16) 大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで―第一三卷…金融（二）…企業財務・見返り資金』東洋経済新報社、一九八三年、九一九頁

(17) 法律第四〇号（官報号外三四）「米国対日援助見返資金特別会計法」（昭和二十四年四月三〇日）『法令全書』二八～二九頁、昭和二十四年三月号、大蔵省印刷局

(18) 拙稿「IMF・GATT体制と円・ドル為替問題」『名古屋大学・法政論集』第二六〇号、二〇一四年一二月

(19) 大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで―第三卷…アメリカの対日占領政策』東洋経済新報社、一九七六年、二八三頁

- (20) 同書、二八四頁
- (21) 浅井良夫「三六〇円レートの謎」『成城・経済研究』第一九二号、二〇一一年三月、六頁
- (22) 奥和義「戦時・戦後復興期の日本貿易——一九三七年—一九五五年」『関西大学商学論集』第五六卷第三号、二〇一一年一月、二七—二九頁。立脇和夫「占領期日本の対外経済関係と外国為替銀行(上)」『早稲田商学』第三七二号、一九九六年一月、二四—二六頁。加野忠「一ドル三六〇円相場決定の政治経済学」『横浜商科大学紀要』八号、二〇〇二年、一—二頁。
- (23) 奥和義、前掲論文、二九頁
- (24) 加野忠、前掲論文、一—二頁
- (25) 奥和義、前掲論文、三三頁、表8
- (26) N A C (=National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems: 国際通貨・金融に関する国家諮問委員会) は、アメリカが主導して設立したブレトン・ウッズ体制を議会に承認させるために設立された組織である。財務長官(委員長)、國務長官、商務長官、連邦準備制度理事会(FRB)議長、ワシントン輸出入銀行総裁の五人で構成され、IMFや世界銀行の政策に対するアメリカ政府の見解をまとめざるばかりでなく、アメリカ自身の対外ローン問題や対外為替問題の政策決定に大きな影響力を持っていた。現代アメリカの対外経済援助の源流ともいべきマーシャル・プランや、本稿の主要テーマであるガリオア・エロア援助をはじめとする対外経済政策すべてに関与する重要な組織となり、一九四九年四月の一ドル＝三六〇円単一為替レート決定にも決定的な役割を果たした。
- Report of the National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems. Message from the President of the United States, 79th Congress, 2nd Session, House of Representatives (Document No. 497) の中「ヤンソン財務長官からトルーマン大統領への報告(一九四六年三月四日)」。Digitized for Fraser: <http://fraser.stlouisfed.org/FederalReserveBankofStLouis>
- 44) *Foreign Assets and Liabilities of the United States and Its Balance of International Transaction: A Report to the Senate Committee on Finance* by the National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems December 18, 1947, 80th Congress, 1st Session (United States Printing Office, Washington DC, 1948) 45) N A C が総力を挙げて戦前か

戦後直後期までのアメリカの対外経済関係をまとめた文書であり、この文書がその後の政策の基礎データとなったとみていいであろう。

なお、NACは一九六五年の再編計画により廃止され、その機能は大統領領に移管されたが、その直後の一九六五年七月二八日の大統領領行政命令 (Executive Order) 一一二三八号により暫定的な委員会が設置された。それも束の間、翌六六年一月一日大統領領行政命令により「国際通貨・金融政策に関する国家諮問委員会 (National Advisory Council on International Monetary and Financial Policies)」として復活した。

(27) 浅井良夫「三六〇円レートの謎」『成城・経済研究』第一九二号、二〇一一年三月、一三頁

(28) 調査団は、デトロイト銀行頭取で、当時アメリカ銀行協会会長であったトッジを団長とし、ウィリアム・W・ディール(財務省)、オーヴイール・J・マクデアーム(財務省)、ラルフ・レイド(国防総省)、ポール・オアリー(コーネル大学)、オードリー・ステファン(ラトガース大学)、ラルフ・A・ヤング(FRB統計局長)の七名によって構成されていた。

(29) 同書、一七頁。三和良「経済政策史のケース・スタディ——ドッジ・ライン——」『青学経済論集』55(4)、二〇〇四年三月、二二二～二五頁

(30) マーシャル・プランは一九四七年三月一二日のトルーマン・ドクトリンに呼応する形で、マーシャル国務長官が六月五日にハーバード大学で行った演説に起源を持つ。一九四八年四月二日、マーシャル・プランの根拠法である一九四八年対外援助法が成立した翌日の四月三日から一九五二年六月三〇日(五一年二月までとする説もある)まで、西ヨーロッパ諸国に対して総額約一三〇億ドルの援助が行われた。

(31) 島田巽「資料四…一九四八年対外援助法 全文」『マーシャル・プラン…米国の対外援助政策』朝日新聞社、一九四九年。

【関連年表】

一九四四年 七月二日 プレトシ・ウツズ協定調印(↓IMF/世界銀行)

八月二日～一〇月七日 ダンバートン・オークス会議

一九四五年 四月二五日～六月二六日 サンフランシスコ会議五〇カ国(後五一カ国)、国連憲章へ署名(発効一〇月二四日)

五月 七日 ドイツ降伏

- 七月三一日 アメリカ議会、ブレトンウッズ協定法案可決
 八月一四日 日本、ポツダム宣言受諾↓①日本がUNに与えた損害に賠償、②日本の潜在的戦争能力を破壊
 ↑対ドイツ賠償三原則
 九月 二日 日本、降伏文書に署名
 九月初旬 アメリカ、NAC設置
 九月二二日 SWNCC1504文書「降伏後における米国の初期対日方針」
 一月 三日 「日本占領・管理のためのSCAPに対する降伏後における初期対日基本指令」
 (JCS1380/15)
- 一月二三日 **ポーレー (Edwin W. Pauley) 調査団 (対日賠償調査団)** 来日↓二月七日「中間賠償計画案」
 ↓一九四六年三月 極東委員会に付託↓一九四六年六月二七日トルーマン大統領に「対日賠償方針」
 報告書を提出↓一九四六年一月「ポーレー総括報告」公表 ↑米政府内の極東委員会専門家と
 SCAPが批判 ↓改めてストライク調査団
 ニュルンベルグ国際軍事裁判 (一九四六年一〇月一日)
 米英金融協定調印
 プレトンウッズ協定、発効
- 一九四六年 一月〜三月 **「エドワーズ財閥調査団」 (Corwin Edwards ノースウェスタン大学教授を団長とし陸軍省・國務省が派遣) ↓四六年三月 國務・陸軍省に報告書を提出**
 チャーチル、フルトン演説
- 三月 五日
 五月 三日 極東国際軍事裁判 (東京裁判) (一九四八年一月二二日)
 五月 四日〜七月一五日 **「ポーレー調査団」** 日・韓・中国東北部を調査
 七月 一日 陸軍省予算によるガリオア援助開始 (一九五一年會計年度)
 七月 SWNCC、エドワーズ調査団報告を検討開始↑一九七五年七月まで機密文書
- 一九四七年 一月二八日 **「第一次ストライク (Clifford S. Strike) 調査団 (対日賠償特別委員会) (陸軍省派遣) 来日**

二月初旬

↓二月一八日 マッカーサーに報告書…①賠償見直し、②緩和

ポレー辞任

IMF業務開始

三月 一日

トルーマンドクトリン

三月 二二日

SWNCCC3022修正文書（日本の過度な経済力集中に関する米国の政策について）を

SWNCCC第五六回会議、承認↓一九四七年五月二二日極東委員会に提出

四月 二九日

アチソン國務次官「クリーブランド演説」↓日本を「アジアの工場に」

五月 八日

マッコイ (Frank R. McCoy)、「日本の過度経済力集中に関する政策」(FEC-230文書)を極

東委員会に提出

五月 二二日

ギリシャ・トルコ援助法成立

六月 五日

マーシャル・プラン発表

七月 二二日

陸軍省、SWNCCC-380文書（日本の経済問題に関する「アメリカ」の単独措置）を

SWNCCCに提出 同日、國務省も、SWNCCC-381文書（「日本経済の復興」をSWNCCCに提出

七月 二六日

国家安全保障法 (National Security Act of 1947) 成立↓国家安全保障会議 (NSC)、JCS、

国防総省、CIAなど設立↓九月一七日施行↓九月一八日 NSC稼働

七月 三一日

ケナンのX論文

九月 一八日〜九月二七日 ロイヤルの要請を受けドレーパー (William H. Drapper) 訪日

八月 一日

第二次ストライク調査団、陸軍省が民間委託で再派遣（約半年）

制限付民間貿易再開

八月 一五日

NSC設置

九月 二五日

コミンフォルム（一九五六年）設立

一〇月 五日

GATT調印

一〇月 三〇日

一九四八年

- 二月一七日 米、一九四七年対外援助法成立↓中間援助
- 二月一八日 過度経済集中力排除法(片山内閣。一九五五年「S30」七月二五日廃止)
- 一月一日 GATT発効
- 一月六日 ロイヤル陸軍長官「日本の非軍事化と経済自立」
- 一月二一日 マッコイ、極東委員会で「日本の自立」
- 二月二六日 第二次ストライク報告書「米国に対する日本産業賠償調査報告」の一部公表↓三月九日全文公表
- 三月一日 ケナン国務省政策企画部長来日、マッカーサーを説得
- 三月二日 トルーマン政権、FEC-230 不支持表明
- 三月二二日 陸軍省↓GHQ「アメリカ政府はFEC-320を支持しない」
- 三月二〇日 ドレーパー調査団(ジョンストン経済調査団)(元NYケミカルバンク会長ジョンストンPerry H. Johnstonも同行)来日(〜四月)↓五月一九日、ドレーパー報告書 ①賠償縮小、②経済復興優先
- 四月二日 米、一九四八年対外援助法
- 四月三日 マーシャル援助、開始(〜一九五一年二月)
- 四月六日 マーシャル・プラン実施機関としての「経済協力局(EAC)」設置
- 四月二六日 欧州一六カ国 受け入れ機関としてOECE設置
- 五月一八日 (ドレーパー)・ジョンストン報告書「対日経済復興四カ年計画」陸軍省へ↑マーシャル・プランに相当するべき↓ドッジ調査団、派遣へ
- 五月二二日 ヤング使節団↓六月二二日 報告書
- 六月二四日 ソ連、ベルリン封鎖↓ベルリン危機(〜一九四九年五月二二日)
- 七月一五日 GHQ経済科学局長、経済安定本部へ非公式覚書「経済安定一〇原則」↓七月二〇日 日本政府、同覚書を発表
- 七月 米・西独、「見返資金」に関する協定
- 七月一日 エロア資金(陸軍省予算)↓日本、琉球、韓国へ適用

- 一九四九年
- 九月 二日 GHQ集中排除審査委員会、「集中排除法実施四原則」提示↑適用、大幅緩和
- 一〇月 七日 NSC1312「米国の対日政策に関する勧告」↓一〇月九日 トルーマン、承認
- 一一月 二日 トルーマン、再選
- 一一月 二二日 東京裁判 A級戦犯二五人
- 一二月 二日 NSC指令「経済安定化計画と日本の世界市場への統合を保證する単一の円・ドル為替レートを」
↓ドッジの任務
- 一二月 九日 米政府、FEC-230号（過度経済力集中排除計画）撤回↓マッコイ、FEC-320撤回表明
- 一二月 一〇日 NSC、GHQに「経済安定九原則」伝達↓二月一九日 SCAP/GHQこれを吉田首相に実施を指示
- 一月 一月 コメコン設立
- 一月 五日 トルーマン、ポイントフォー計画発表
- 二月 一日 ドッジ (Joseph Dodge) 調査団、来日
- 三月 七日 ドッジ・ライン「経済安定九原則実施についての声明」
- 四月 四日 NATO設立
- 四月 二五日 零時 \$11/¥360 単一為替レート、実施
- 四月 三〇日 米国対日援助見返資金特別会計法、成立↓一九五三年七月まで存続
- 五月 二二日 極東委員会アメリカ代表のマッコイの声明「賠償取立て中止」
- 八月 二六日 シヤウブ (Carl S. Shoup) 勧告
- 九月 一八日 西欧各国、通貨の価格調整（ポンドは三〇・五%の切り下げ）
- 九月 二三日 トルーマン、ソ連の原爆実験発表（↑実験そのものは八月二九日）
- 一〇月 一日 中華人民共和国成立
- 一一月 一月 COCOM設立↓五〇年一月稼働
- 一二月 一日 外為法（↓貿易と為替について管理権を日本に移管）

- 一九五〇年 一月二日 アチソン演説「アチソン・ライン」不後退防衛線」
 二月二四日 中ソ友好同盟相互援助条約
 六月二五日 朝鮮戦争、勃発
 米比相互防衛条約
 一九五一年 八月
 九月 九月 八日 対日講和条約署名（↓一九五二年四月二八日 発効↓占領終了）、日米安保条約調印
 一〇月一〇日 相互安全保障法MSA成立↓一〇月三十一日相互安全保障庁（長官…A・ハリマン）↓EAC廃止、
 同行が業務を引き継ぐ↓同日 MSA本部設立
 日本、IMFと世界銀行に加盟 チンコム設立（↓一九五七年）
 米韓相互防衛条約
 SEATO成立
 米台相互防衛条約
 ワルシャワ条約機構成立
 日本、GATT加盟
 日ソ国交回復宣言調印
 国連総会、日本の加盟承認
- 一九五五年 五月 九月一〇日
 一九五四年 九月 一〇月一九日
 一九五三年一〇月 二月一八日

（本学法学部教授）